

ル人ノ御バコソハ、外ニテハ鼻モ持上メ、嗚呼ノ事被仰ル、御房カナト云ケレバ、弟子共此レヲ聞テ外ニ逃去テゾ、唉ケル、此レヲ思フニ實ニ何カナリケル、鼻ニカ有ケム、糸奇異カリケル、鼻也、童ノ糸可唉ク云タル事ヲゾ、聞ク人讚ケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔宇治拾遺物語^五〕是もいまはむかし、ある僧、人のもとへいきけり、酒などす、めけるに、氷魚はじめていできたりければ、あるじめづらしく思てもてなしけり、あるじようのことありてうちへ入て、またいでたりけるに、この氷魚のことの外にすくなくなりたりければ、あるじいかにとおもへどもいふべきやうもなかりければ物がたりしたりけるほどに、この僧のはなより氷魚のひとつふといでたりければ、あるじあやしう覺て、そのはなよりひをの出たるはいかなることにはかといひければ、とりもあへず、此比の氷魚は目はなよりふり候なるぞといひたりければ、人みなはとわらひけり、

〔宇治拾遺物語^十〕今はむかし、村上の御時、古き宮の御子にて、左京大夫なる人おはしけり○中はなのあざやかにたかくあかしくちびるうすくていろもなく、ゑめば歯がちなるもの、あかくて、略○下

〔源平盛衰記^五〕成親已下被召捕事

西光ハ天性死生不知ノ不當仁ニテ、入道ヲハタト睨返シテ、西光全ク謀叛ノ企ヲ不存、此耻ニアフ事運ノ窮ニアリ、但耳ニ留事アリ、侍程ノ者ガ鞠負尉ニモナリ、受領檢非違使ニ至ラン事、何カ過分ナルベキ、始タル事ニ非ズ、去テカク宣フ、和入道ハ、イカニ王孫トコソ名乗給ヘドモ、昔人事ハ見子バ知ズ、御邊ノ父忠盛ハ、正シク殿上ノ交ヲ嫌レシ人ゾカシ、其嫡子ニテオハセシカバ、十四五マデハ叙爵ヲダニモ不賜、シカモ繼母ニハ値タリ、難過カリケレバコソ、中御門藤中納言家成卿ノ播磨守ニテオハセシ時、受領ノ鞭ヲ取、朝夕ニ柿ノ直垂ニ、繩緒ノ足駄ハキテ通給シカバ、